

仕 様 書

- 1 件 名 AED 一式賃貸借
- 2 賃貸借期間 令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日まで
- 3 納入場所 太子町が指定する場所
 - ・納入後の設置は別紙「AED 一式賃貸借 設置施設一覧」に示すとおりとする。
 - ・納入後の設置は各施設において行うこととするが、設置について要請があった場合は可能な限り対応するものとする。なお、納入日については各施設に事前に連絡すること。
- 4 納入期限 令和 8 年 8 月 31 日
- 5 数 量
 - 1) AED 本体 10 台
 - 2) 付属品 本体に付属する装置等は、次のとおりとする。(1 台につき)
 - ① バッテリ
 - ② 電極パッド 2 組
 - ③ キャリングケース
 - ④ 救急セット
- 6 条 件
 - 4.1 AED 本体
 - 1) 機器本体及び使用するパッドは医療用具（除細動器）として薬事法上の承認を得ていること。
 - 2) 新品であること。
 - 3) JRC 蘇生ガイドライン 2020 に準拠したガイダンスをすること。
 - 4) 新たな JRC 蘇生ガイドラインに対応する必要が生じた場合、本契約の保守等で更新すること。
 - 5) 耐用期間が 8 年以上であること。
 - 6) 携行しやすいようバッテリーを含めて 2.5kg 未満であること。(パッド・バッテリー含む)
 - 7) 操作温度範囲が-5℃～50℃であること。
 - 8) 防塵・防水性を示す IP 規格が 55 以上であること。
 - 9) バッテリ方式で作動し、寿命は装着から 3 年以上であること。
 - 10) 本体の切替スイッチにて未就学児モードに変更が出来ること。
 - 11) 小学生～大人と未就学児にて共通のパッドを使用できること。
 - 12) 通電波形は、二相波形式で出力エネルギーは漸増式であること。
 - 13) AED 本体にカラー液晶画面を有し、アニメーションと音声とともに AED 使用方法を表示可能であること。
 - 14) 胸骨圧迫のリズムと人工呼吸のタイミングを液晶画面と音声で指示出来るものとする。
 - 15) バイリンガル機能（日本語・英語）を有していること。
 - 16) ショックが必要であると判断した後であっても、患者の心電図波形が戻った場合には、安全機能として電気ショックを自動的に取り消し（キャンセル）する機能があること。
 - 17) 機器本体がバッテリー残量含めたセルフテストを毎日行えること。
 - 18) セルフテストの結果、異状があった場合にはインジケーター及びビープ音により、AED 本体でも認識が可能であること。
 - 19) 心電図波形表示機能があること。
 - 20) 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会より耳マーク使用の許可を得ていること。

4.2 遠隔監視について

- 2 1) 遠隔監視システムを搭載し、AED のセルフチェックの結果、異常があった場合にはメール等で連絡する機能および WEB 上の画面で異常内容を確認できること。

AED 一式貸貸借 設置施設一覧

	施設名	施設住所	台数
1	庁舎	大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地	1
2	山田集会所	大阪府南河内郡太子町大字山田 301 番地 1	1
3	太子集会所	大阪府南河内郡太子町大字太子 1733 番地 1	1
4	春日集会所	大阪府南河内郡太子町大字春日 1423 番地 5	1
5	葉室集会所	大阪府南河内郡太子町大字葉室 1083 番地	1
6	畑集会所	大阪府南河内郡太子町大字畑 315 番地 1	1
7	聖和台集会所	大阪府南河内郡太子町聖和台 2 丁目 10 番 5	1
8	町立保健センター	大阪府南河内郡太子町大字山田 101 番地	1
9	生涯学習センター	大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地	1
10	竹内街道歴史資料館	大阪府南河内郡太子町大字山田 1855 番地	1
			計 10 台